

上尾市着ぐるみの貸出し及び使用に関する要領

(平成19年 9月 1日施行)

(平成20年11月 1日改正)

(平成25年 2月22日改正)

(平成26年 4月 1日改正)

(平成29年 3月 1日改正)

(趣旨)

第1条

この要領は、上尾市のイメージアップを図るため、本市イメージマーク「アッピー」、福島県本宮市イメージキャラクター「まゆみちゃん」及び上尾市・本宮市友好キャラクター「あゆみ」各体の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、貸出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条

本市は、次に掲げる者に対して着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 本市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者により構成された団体。ただし、結婚式・披露宴に限定して個人へ貸し出すことができる。
- (2) その他着ぐるみの使用が本市のイメージアップに貢献すると本市長が認めた者。

(貸出しの条件)

第3条

- (1) 着ぐるみは、本市のイメージアップを図ることができると認められた場合に貸し出すものとする。
- (2) 着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、貸し出すことはできない。
 - ア 本市又は本宮市の品位を傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反するとき。
 - エ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているかのような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - オ その他本市が着ぐるみの使用について不適當であると認めたとき。
- (3) 着ぐるみの貸出しを希望する日又は期間が、本市が自ら主催するイベント等において着ぐるみを使用することが予定されている日又は期間と重なる場合、本市は着ぐるみを貸し出さないことができる。
- (4) 本市において、やむを得ない事情により新たに着ぐるみを使用する必要性が生じたときは、一度承諾した着ぐるみの貸出しを取り消した上で、着ぐるみの速やかな返却を求めることができる。

(貸出期間)

第4条

着ぐるみの貸出期間は、原則5日以内とする。ただし、返却日が本市の休日に当たる場合には、同日以後の本市の休日でない最初の日を返却日とする。

(使用料)

第5条

着ぐるみの使用料は、無料とする。

(貸出しの申込み)

第6条

- (1) 着ぐるみの貸出しを申し込む者（以下「申込者」という。）は、事前に、その貸出しを希望する日又は期間における着ぐるみの貸出し状況を本市（市長政策室広報広聴課）に確認した上で、「上尾市着ぐるみ貸出申込書」（第1号様式。以下「申込書」という。）に企画書その他必要な書類を添付して、本市に提出しなければならない。
- (2) 申込者は、原則として借り受けようとする日（以下「借受日」という。）の3カ月前の日を含む月の初日から借受日の3日前までに申込書を提出しなければならない。
- (3) 本市は、着ぐるみの数に限りがあるため、申込者同士で貸出期間が重複する場合、本市の判断により貸し出さないことができる。

(貸出しの承諾)

第7条

- (1) 本市は、次に掲げる事項に基づき、着ぐるみの使用目的について審査を行った上で、着ぐるみの貸出しを決定する。
 - ア 申込書に記載された行事等の実施内容
 - イ 添付された企画書、チラシその他の書類の記載内容
- (2) 第3条(2)に該当すると認められる場合は、着ぐるみの貸出しは認められない。
- (3) 審査の結果、着ぐるみの貸出しが認められたときは、「上尾市着ぐるみ貸出承諾書」（第2号様式）及び「上尾市着ぐるみ取扱いマニュアル（以下「取扱いマニュアル」という。）」を申込者に交付した上で、着ぐるみの貸出しを行う。

(承諾取り消し等)

第8条

- (1) 使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、本市は、その貸出しの承諾を取り消すとともに、使用者は、直ちに着ぐるみを本市に返却しなければならない。
 - ア 貸出しを受けた着ぐるみを第三者に転貸したとき。
 - イ 虚偽の申請をして着ぐるみの貸出しの承諾を受けていたことが明らかとなったとき。
 - ウ 第3条（貸出しの条件）に反する着ぐるみの使用が認められたとき。
 - エ その他この要領の定めに反していると認められたとき。
- (2) 着ぐるみの貸出しについて、その承諾の取消しを受けたことにより、当該取消しを受けた者に損失が生じても、本市は、その補償の責めを負わない。
- (3) 着ぐるみの貸出しの承諾の取消しを受けた者に対しては、当該取消し以後は、着ぐるみの貸出しを認めない。

(遵守事項)

第9条

着ぐるみの貸出しの承諾を受け、使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書に記載された使用の目的に沿った用途のみ使用すること。

- (2) 交付された取扱いマニュアルを熟読した上で、適切に使用すること。
- (3) 周囲の安全に十分配慮すること。
- (4) 着ぐるみを装着した者を介添する者を必ず配置すること。
- (5) 雨天時・降雪時その他天候が悪化している場合は、着ぐるみを屋外では使用しないこと。
- (6) 使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (7) キャラクター等のイメージを損なう使用はしないこと。
- (8) その他取扱いマニュアルに沿った適切な使用を心掛けること。

(返却)

第10条

- (1) 使用者は、着ぐるみを返却日までに本市に返却すること。なお、諸事情により、返却日までに返却することが困難な場合は、あらかじめ本市に連絡の上、相談をすること。
- (2) 使用者が着ぐるみを本市に返却する際は、取扱いマニュアルに沿って、必要な確認を行うこと。
- (3) 使用者が着ぐるみを本市に返却する際は、併せて、使用状況が分かる写真等を添付した「上尾市着ぐるみ利用報告書」(第3号様式)を1部本市に提出すること。

(事故等)

第11条

使用者は、着ぐるみの使用に伴う事故等については、自らの責任において適切に処理しなければならない。

(修理補修)

第12条

- (1) 使用者は、着ぐるみの使用に際して、着ぐるみに破損又は汚損を生じさせた場合は、自らの責任において修理又は修復を行わなければならない。ただし、通常の使用によって生じる程度の損耗については、この限りではない。
- (2) 本市は、使用者が着ぐるみを修理又は修復が困難な状態にまで破損し、又は汚損した場合においては、当該使用者に対し、着ぐるみの代替物の作成に要した費用の負担を求めることができる。

(損害賠償)

第13条

着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えた場合は、本市はその責めを負わない。

(補則)

第14条

この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関する必要な事項は本市が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から適用する。